ZTV 加入契約約款

株式会社 ZTV

ケーブルテレビサービス加入契約約款

株式会社 ZTV 伊勢放送局（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

第 1 条　サービス

当社は定められた業務区域において、以下のサービスを提供します。

（1）　基幹放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）、ラジオ放送および BS デジタルデータ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスの両サービスのうち、それぞれ別表 1 に定める料金の支払いにより視聴可能となるサービス

（2）　基本料金内サービス以外の有料による録画機能付きデジタルチューナー（以下「録画機能付き STB」という）を利用したサービス

（3）　基本料金内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送サービス（以下「有料チャンネル」という）ただし、有料チャンネルは、基本サービス（上記（1））をご利用いただく場合に限り視聴可能とします。またこれは、加入者が、番組配信事業者と直接契約を締結することで視聴可能となるチャンネルを含みます

（4）　緊急地震速報サービス（別途定める「緊急地震速報サービス利用規約」により利用可能となるサービス）

（5）　その他特殊サービス

2. 当社は約款の変更後、総務大臣に届出た上、サービスの内容を変更することがあります。

第 2 条　契約の単位

加入契約は、加入者の引込線 1 回線ごとに行うものとします。ただし、加入者の引込線 1 回線により加入する世帯が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）とします。なお、世帯とは、同一の住居で起居し生計を同じくする人々を指します。

2. 集合住宅等、引込線 1 回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合、別途、建物代表者との基本契約を締結した後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第 3 条　契約の成立

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

（1）　加入申込者が、本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

（2）　その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合

（3）　当社のサービスを提供するために必要となる施設（放送施設（以下「ヘッドエンド」という）からテレビ受信機に至るまでの施設（以下「本施設」という））の構築が困難であると判断される場合

（4）　加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合

3. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 4 条　契約の有効期限

契約の有効期限は、契約成立月の翌月から 1 年間とします。ただし、契約期間満了の 30 日前までに当社、加入者いずれからも、何等の意思表示も無い場合は、契約期間を 1 年間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。

2. 契約の最低利用期間は利用料金の課金開始月より 3 ヶ月間とします。
3. 加入者は、前項の最低利用期間内に解約を行う場合は、残余期間の利用料金を一括して支払うものとします。ただし、転居等やむを得ないと当社が判断する場合は、この限りではありません。

第 5 条　加入契約料

加入者は、加入契約料として別表 1 に定める料金を当社に支払うものとします。

2. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い加入契約料を改定することがあります。
3. 当社は、加入者が一度支払った加入契約料の払い戻しはいたしません。

第 6 条　加入契約の撤回等

加入申込者は、加入申込み日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該加入契約の解除（以下「加入申込みの撤回等」という）を行うことが出来ます。

2. 前項の規定による加入申込みの撤回等は、同項の書面を発行した時にその効力を生じます。
3. 第 1 項の規定により加入申込みの撤回等を行った加入者は、加入契約料の還付を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪質の意思をもって加入申込みを行った場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事等が着工済み、また完了済みの場合には加入者はその工事等に要した全ての費用を負担するものとします。

第 7 条　利用料金

加入者は、別表 1 に定める利用料金を当社に支払うものとします。

（1） 基本利用料金

利用料金は当月利用料を当月に支払うものとします

（2） 録画機能付き STB 利用料金

利用料金は当月利用料を当月に支払うものとします

（3） 有料チャンネル利用料金

利用料金は当月利用料を翌月に支払うものとします

2. 当社は、やむを得ない事情により第 1 条に定めるサービスのうち、加入者が契約するサービスの全てのチャンネルを月のうち継続して 10 日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金を無料とします。

3. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の 1 ヵ月前までに当該加入者に通知します。
4. 日本放送協会（以下「NHK」という）のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、別途契約の締結を必要とする番組提供者の利用料金は、当社の設定した利用料金には含まれておりません。

第 8 条　同時加入に伴う基本利用料金の割引

当社は、以下に定める条件をすべて満たす場合、別表 1 に定める利用料金の割引を適用するものとします。

（1） テレビサービスの基本利用料金の支払いが行なわれている。
（2） 当社が提供するインターネットサービス、若しくはケーブルプラス電話サービスについて、一方または両方加入し、基本利用料金の支払いが行なわれている。
（3） （1）（2）で定める加入契約の加入者と利用する施設、利用料金の支払いが同一である。

2. 前項の適用は 1 つの加入契約に限り 1 つの適用とします。
3. ケーブルプラス電話サービスの基本利用料金が日割りにて請求する場合は、割引の適用はおこないません。

第 9 条　端末機などの貸与

当社は、加入者に当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な端末機であるデジタルチューナー（以下「STB」）およびリモコンなどの付属品を貸与するものとし、その使用料は利用料金に含むものとします。ただし、 録画機能付き STB を利用する場合は、別途別表 1 に定める料金を当社に支払うものとします。

2. 当社は STB に故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できないものとします。ただし、加入者の故意、過失による STB の故障、破損、紛失などの場合は、別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。
3. リモコンは、利用開始より 1 年間を当社の保証期間とします。ただし、加入者の故意、過失による破損や紛失に関しては別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。リモコンの 2 年目以降の交換に関しては、理由の如何に関わらず別表 2 に定める料金を当社へ支払うものとします。
4. 加入者は、加入契約終了時には STB およびリモコンなどの付属品を当社へ返還するものとします。
5. 加入者は、有料チャンネルのサービスの提供または終了を希望する場合は、STB が当社の送信する信号を受信できる状態を保たなければならないものとします。
6. 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
7. 付属品のデジタル放送用 IC カード（以下「B-CAS カード」という）およびケーブルテレビ用 IC カード（以下「C-CAS カード」という）の取扱いについては第 10 条の規定によるものとします。

第 10 条　B-CAS カードおよび C-CAS カードの取扱いについて

当社は、加入者が B-CAS カードおよび C-CAS カードを必要とする STB を利用する場合、STB1 台毎にカードを貸与するものとし、加入契約終了時は速やかにカードを当社に返還するものとします。

（1） B-CAS カード

① B-CAS カードは当社の管理とし、取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（2） C-CAS カード

① C-CAS カードは当社の所有とし、取扱いについては下記の通りとします。

② 加入者は、貸与された STB 以外の機器において C-CAS カードを使用してはならないものとします。

③ 当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改変を禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

④ 当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求することができるものとします

⑤ 加入者は、C-CAS カードをレンタル、リース、賃借または譲渡その他の方法の如何を問わず、第三者に使用させてはならないものとします。

⑥ 加入者は、C-CAS カードを破損、紛失または盗難等により使用不可となった場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

⑦ 当社が加入者に貸与している C-CAS カードに不具合が発見された際は、加入者の申し出に基づき不具合のない C-CAS カードに交換するものとします。

⑧ 加入者は、故意または過失により C-CAS カードを破損、紛失した場合、加入者は別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

第 11 条 施設の設置および費用負担、施設の所有関係

本施設の設置工事ならびに保守は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

2. 当社は、本施設のうち、ヘッドエンドからタップオフまでの施設の設置に要する費用については、原則として当社が負担するものとします。ただし、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他の施設設置を必要とする場合には、当社が別に定めた基準によってその超過分を加入者に負担して頂くことがあります。
3. 加入者は、本施設のうち、タップオフから保安器まで同軸ケーブルを敷設する工事（以下「引込工事」という）に要する費用を負担するものとします。
4. 加入者は、本施設のうち保安器の出力端子以降の施設の設置に要する費用（以下「宅内工事費」という）を負担するものとします。
5. 当社は、本施設のうちヘッドエンドから保安器までの施設を所有するものとします。
6. 加入者は、本施設のうち保安器の入力端子以前の施設の移設・増設工事等、当社施設の改変を希望する場合は、当社にその旨を届出るものとし、当社の承諾を受けることにより改変できるものとします。また、その費用は加入者が負担するものとします。
7. 当社は、加入者が加入契約後、当社サービスの利用に至らない場合があっても、加入者が負担した金額の払戻しはいたしません。また、自営柱の建柱、ケーブルの地下埋設等を必要とする場合はその費用を含みます。
8. 当社は、分配・配線の追加等により、加入者が加入者以外の第三者に当社のサービスを提供することを禁止します。

第 12 条　料金の支払方法

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 加入者は、宅内工事完了後に「加入契約料」、「引込工事費」および「利用料金」を当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に、加入契約申込書記載の支払い方法により支払うものとします。
3. 加入者は、宅内工事完了後、施工した工事業者に「宅内工事費」を直接支払うものとします。
4. 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
5. 加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 13 条　サービス提供の停止による損害の賠償

当社は次の場合、サービス提供の停止に基づく損害等について賠償等一切の責任は負わないものとします。

（1）　天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電
（2）　フェージング等の気象状況による受信障害
（3）　放送衛星（BS）、通信衛星（CS）の機能停止
（4）　その他当社の責に帰することのできない事由

第 14 条　保守責任免責事項

当社は、ヘッドエンドから保安器までの施設について維持管理責任を負うものとします。なお、加入者はその施設の維持管理の上で必要な場合には、やむを得ずサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. 当社は、加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器の出力端子以降の施設及び受信機等（STB を除く）に起因する事項の場合は、加入者の責任とし修復に要する費用は加入者の負担とします。
3. 当社の保安責任範囲は、ヘッドエンドから保安器までとし、その施設に故障等事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。
4. 加入者は、当社または当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。
5. 加入者の故意または過失により、ヘッドエンドから保安器までの施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を加入者が負担するものとします。

第 15 条　設置場所の無償使用

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

第 16 条　著作権および著作隣接権侵害の禁止

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用する場合を除き、録画機器、録音機器、その他の方法によるサービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社がサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第 17 条　最低視聴年齢制限

加入者は、デジタルサービスのうち、最低視聴年齢を定めて放送されるサービスを視聴する場合、加入者の同一世帯における最低年齢および暗証番号を登録することで、視聴を制限するものとします。

2. 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないよう、管理するものとします。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定するサービスを視聴したことによる加入者の不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

第 18 条　一時停止および再開

加入者は、サービスの一時停止を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。

2. 一時停止期間中の料金は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の利用料金を無料とします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 加入者は、一時停止期間中は STB 等を当社に返還するものとします。また、STB の取外しならびに再開時の取付けに伴う工事費は加入者が負担するものとします。
4. 加入者は、サービス開始月もしくは再開月と、その翌月から 3 ヶ月間は一時停止を行えないものとします。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。
5. 第 1 項の一時停止期間は、最長 6 ヶ月とします。ただし、加入者が、停止期間の延長をあらかじめ申し出て、当社が承諾した場合、停止期間を延長できるものとします。
6. 加入者はサービスの再開を希望する場合、事前に当社へその旨を届出により申し出るものとします。
7. 加入者の一時停止および再開に関する料金は次の通り取扱うものとします。

（1）　引込線の撤去を伴う場合、再開時に別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします

（2）　引込線の撤去を伴わない場合、料金の支払いは必要ありません。ただし、一時停止に伴い、保安器の出力端子以降の施設の改変が必要な場合、それに要する費用は加入者の負担とします

8. 当社は、本条第 1 項から第 3 項まで全ての手続きの完了をもって一時停止の成立とします。

第 19 条　放送内容の変更

当社は、やむを得ない事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じる損害の賠償には応じないものとします。

第 20 条　設置場所の変更

加入者は、次の場合に限り引込線および STB の設置場所を変更できるものとします。

(1)　変更先が同一建物内および同一敷地内

(2)　変更先が当社の業務区域内でかつ当社の定める技術基準に適合する場合

2. 設置場所の変更に要する引込線の移設工事は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 前項の変更に要する費用はすべて加入者の負担とします。

第 21 条　名義変更

加入者は、加入契約の名義を変更できるものとします。

2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。

3. 加入者は相続以外の名義変更の場合、名義変更手数料として別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

第 22 条　加入契約申込書記載事項の変更

加入者は、加入契約申込書記載事項（口座変更および料金の支払い方法変更）およびサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとし、当社はそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2. 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第 3 条の規定に準じて取扱うものとします。

第 23 条　解約

加入者は、第 4 条第 2 項に定める最低利用期間の経過後、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 30 日前までに当社にその旨を届出書により申し出るものとします。

2. 加入者は解約日の属する月まで利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。

3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

4. 解約の場合、当社は当該加入者宅への引込線を撤去するものとし、加入者は別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。

5. 解約における STB の返還については、第 9 条に準ずるものとします。

6. 当社は、本条第 2 項から第 5 項まで全ての手続きの完了をもって解約の成立とします。

7. 当社は、加入者が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互紹介制度」参加会社のエリア内へ転居する場合で、加入者が希望した場合は、転居先のケーブルテレビ会社に加入契約料免除で加入することが出来る証明書を発行します。

第 24 条　停止および解除

当社は、加入者または第 12 条第 4 項の第三者が、次のいずれかに該当する場合は、催告の上サービスの提供を停止或いは加入契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしにサービスの提供を停止或いは加入契約を解除することができるものとします。

(1)　利用料金の支払い遅延

（2） 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき

（3） 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき

（4） 加入者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められる場合

（5） 加入者が加入契約の履行を困難ならしめる言動をした場合

（6） 本約款に違反する行為があった場合

2. 前項の場合、加入者は当社がサービスの停止或いは契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。

3. 当社は、本条第 1 項の規定により加入者へのサービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。

4. 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により本施設の変更を余儀なくされ、かつ本施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

5. 加入契約を解除した場合、加入者が、別途支払った NHK のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社 WOWOW の視聴料等が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何ら責任を負わないものとします。

6. 加入者は、サービスの提供を停止され解除となった場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

7. 当社は、本条第 1 項による解除の場合、当該加入者へ設置した引込線を撤去するものとし、加入者は別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。

8. 解除における STB の返還については、第 9 条に準ずるものとします。

第 25 条 個人情報保護

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、当社が定める個人情報の保護に関する基本方針、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号）に基づくほか、当社が前記指針第 28 条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言(以下「宣言」という)および本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（http://www.ztv.co.jp/）において公表します。

3. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

（1） サービス契約の締結

（2） サービス料金の請求

（3） サービスに関する情報の提供

（4） サービスの向上を目的とした視聴者調査

（5） STB の設置およびアフターサービス

（6） サービスの視聴状況等に関する各種統計処理

（7） サービスおよび当社が提供するその他サービス（インターネットなど）を行う上でその業務上必要な場合

（8） 業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合

第 26 条 視聴情報の収集

当社は、第 25 条（個人情報保護）の規定に基づき、視聴情報を収集できるものとします。

2. 当社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとします。

第 27 条 定めなき事項

この約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 28 条 管轄裁判所

当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第 29 条 約款の改正

当社は、本約款を総務大臣に届け出た上、改正することがあります。改正後の約款は当社のホームページ（http://www.itv-mie.jp/）への掲載および事業所に備付け閲覧に供するものとします。この場合、既加入者は改正後の約款の適用をうけます。

付則

（1） 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします

（2） この約款は、平成 26 年 10 月 1 日より施行します

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき加入契約料、引込工事費および利用料金等（以下「利用料金等」という。）を、当社が指定するクレジットカードで各クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2. 利用料金等を ZTVCARD で支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

別表 1

料 金 表

1.初期導入費用

加入契約料	35,000 円（税込 37,800 円）
引込工事費	15,000 円（税込 16,200 円）

■上記費用は、伊勢放送局エリアでの提供料金となります。

■サービス提供の開始以前に予約募集期間を設けるなど特別割引を行う場合、加入契約料はこれによらないものとします。

■別途建物代表者との基本契約が締結された集合住宅等の場合、入居者による初期導入費用の負担はありません。

2.基本利用料金（月額）

◆通常タイプ

コース名	プレミアム・プラスコース	プレミアムコース	スタンダードコース	一般放送コース※1
1 台目	4,200 円 （税込 4,536 円）	3,800 円 （税込 4,104 円）	1,500 円 （税込 1,620 円）	1,000 円 （税込 1,080 円）
2 台目以降	2,000 円 （税込 2,160 円）	1,700 円 （税込 1,836 円）	1,000 円 （税込 1,080 円）	－

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

■STB1 台目（スタンダードコース・一般放送コースを除く）の基本利用料金には、番組案内誌 1 冊分の料金が含まれています。2 冊目以降は、1 冊 200 円（税込 216 円）お支払いいただきます。

■基本利用料金は契約ごとの諸条件によりこれによらない場合があるものとします。

■STB を 2 台以上利用する場合、基本利用料金が最も高いコースを 1 台目の基本利用料金とし、以降の STB は上記 2 台目の基本利用料金が適用となります。

※1 度会町・南伊勢町の利用料金は 800 円（税込 864 円）、伊勢市・玉城町の利用料金は 700 円（税込 756 円）となります。

◆マンションタイプ （アパート・コーポ等を含む）

コース名	プレミアム・プラスコース	プレミアムコース	スタンダードコース
1 台目	3,200 円 （税込 3,456 円）	2,800 円 （税込 3,024 円）	1,200 円 （税込 1,296 円）
2 台目以降	2,000 円 （税込 2,160 円）	1,700 円 （税込 1,836 円）	1,000 円 （税込 1,080 円）

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

■マンションタイプとは、別途建物代表者との基本契約が締結されたケーブルテレビ全室導入の物件を指します。

■STB1 台目（スタンダードコースを除く）の基本利用料金には、番組案内誌 1 冊分の料金が含まれています。2 冊目以降は、1 冊 200 円（税込 216 円）お支払いいただきます。

■基本利用料金は契約ごとの諸条件によりこれによらない場合があるものとします。

■STB を 2 台以上利用する場合、基本利用料金が最も高いコースを 1 台目の基本利用料金とし、以降の STB は上記 2 台目の基本利用料金が適用となります。

3.同時加入に伴う基本利用料金の割引（月額）

テレビコース	インターネットの 同時加入コース	ケーブルプラス 電話の同時加入	割引額
プレミアム・プラスコース※	i ぶっとび 30	なし	300 円（税込 324 円）
	i ぶっとび 100		500 円（税込 540 円）
	i ぶっとび 160		500 円（税込 540 円）
	i ぶっとび 30	あり	800 円（税込 864 円）
	i ぶっとび 100		1,000 円（税込 1080 円）
	i ぶっとび 160		1,000 円（税込 1080 円）
	なし	あり	300 円（税込 324 円）
プレミアムコース※	i ぶっとび 30	なし	100 円（税込 108 円）
	i ぶっとび 100		200 円（税込 216 円）
	i ぶっとび 160		200 円（税込 216 円）
	i ぶっとび 30	あり	600 円（税込 648 円）
	i ぶっとび 100		700 円（税込 756 円）
	i ぶっとび 160		700 円（税込 756 円）
	なし	あり	300 円（税込 324 円）
スタンダードコース※	ー	あり	300 円（税込 324 円）
一般放送コース	－	あり	300 円（税込 324 円

※通常タイプ・マンションタイプ共通

4.有料サービス利用料金（月額）

◆録画機能付きデジタルチューナー（STB）利用料金

	ブルーレイ搭載 HDD 内蔵 STB	HDD 内蔵 STB
1 台につき	1,500 円（税込 1,620 円）	900 円（税込 972 円）

■本サービスの申し込みは、プレミアム・プラスコース、プレミアムコース、スタンダードコースのいずれかを利用している加入者に限られます。一般放送コース等を利用している加入者についてはお申込みいただけません。

◆有料チャンネル利用料金 I

チャンネル	利用料金
WOWOW ※1（プライム・ライブ・シネマ）	3ch セット 2,300 円（税込 2,484 円）
スターチャンネル（1・2・3）	3ch セット 2,000 円（税込 2,160 円）
フジテレビ（ONE・TWO・NEXT）	3ch セット 1,500 円（税込 1,620 円）
フジテレビ NEXT(HD)	1,200 円（税込 1,296 円）
ディズニー・チャンネル、ディズニーXD	2ch セット 700 円（税込 756 円）
テレ朝チャンネル 1 ﾄﾞﾗﾏ・ﾊﾞﾗｴﾃｨ・ｱﾆﾒ	600 円（税込 648 円）

日経 CNBC	900 円（税込 972 円）
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500 円（税込 2,700 円）
J SPORTS 4 HD	1,300 円（税込 1,404 円）
FIGHTING TV サムライ	1,800 円（税込 1,944 円）
V☆パラダイス	700 円（税込 756 円）
東映チャンネル	1,500 円（税込 1,620 円）
衛星劇場 HD	2,000 円（税込 2,160 円）
AT-X HD!	1,800 円（税込 1,944 円）
クラシカ・ジャパン	3,000 円（税込 3,240 円）
KBS World HD	700 円（税込 756 円）
Mnet HD	2,300 円（税込 2,484 円）
グリーンチャンネル（1・2）	2ch セット 1,200 円（税込 1,296 円）
レジャーチャンネル	800 円（税込 864 円）
SPEED チャンネル	900 円（税込 972 円）
プレイボーイチャネル	2,500 円（税込 2,700 円）
チャンネルルビー	2,500 円（税込 2,700 円）
レインボーチャンネル	2,300 円（税込 2,484 円）
ミッドナイトブルー	2,300 円（税込 2,484 円）
チェリーボム	2,300 円（税込 2,484 円）
パラダイステレビ	2,000 円（税込 2,160 円）
プラチナアダルトセット※2	3ch セット 3,000 円（税込 3,240 円）
ゴールデンアダルトセット※3	3ch セット 3,000 円（税込 3,240 円）

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

■本サービスの申し込みは、プレミアム・プラスコース、プレミアムコース、スタンダードコースのいずれかを利用している加入者に限られます。一般放送コース等を利用している加入者についてはお申込みいただけません。

※1 WOWOW は、加入者と㈱WOWOW との直接契約となり、視聴料金は㈱WOWOW へ直接支払いとなります。

※2 3 チャンネルセット（プレイボーイチャンネル・チャンネル・ルビー・チェリーボム）でプラチナアダルトセットとなります。

※3 3 チャンネルセット（レインボーチャンネル・ミッドナイトブルー・パラダイステレビ）でゴールデンアダルトセットとなります。

別表 2

1.STB、付属品料金

STB / 品 目	録画機能付き STB	通常 STB
STB 本体	65,000 円（税込 70,200 円）	50,000 円（税込 54,000 円）
リモコン	4,500 円（税込 4,860 円）	4,000 円（税込 4,320 円）
ピンコード	500 円（税込 540 円）	500 円（税込 540 円）
電源コード	700 円（税込 756 円）	700 円（税込 756 円）
取扱説明書	700 円（税込 756 円）	700 円（税込 756 円）
VTR コントローラー	―	500 円（税込 540 円）
B-CAS カード	1,852 円（税込 2,000 円）	1,852 円（税込 2,000 円）
C-CAS カード	5,000 円（税込 5,400 円）	5,000 円（税込 5,400 円）

2.手続きに関する料金

一時停止	15,000 円（税込 16,200 円）
解約・解除	10,000 円（税込 10,800 円）
名義変更	1,000 円（税込 1,080 円）

※別表 1・2 に表記されている全ての料金は消費税（8%）が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。

付則

(1) 加入者の宅内施設の状況により、特定のサービスをご利用頂けない場合があります。

(2) STB を設置していないテレビで、地上波放送の同時再放送サービス等を無料にてご利用頂けます。ただし、工事を必要とする場合は、その費用をご負担頂きます。

録画機能付きデジタルチューナーに関する利用規約

株式会社 ZTV 伊勢放送局（以下「当社」という）は、録画機能付きデジタルチューナーを利用したサービス（以下「本サービス」という）を、本利用規約に基づき提供するものとします。

第 1 条　契約の成立

加入契約は、加入申込者があらかじめ「ケーブルテレビサービス加入契約約款」（以下「約款」という）および本利用規約を承認し当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

第 2 条　最低利用期間と違約金

本サービスの最低利用期間は、本サービスの課金開始月より 6 ヶ月とします。なお、本最低利用期間は、本サービス以外のケーブルテレビサービスから本サービスへ変更した場合も適用となります。

2. 加入者は、前項の最低利用期間内に本サービスの解約を行う場合は、残余期間の利用料金を一括して支払うものとします。

第 3 条　機器の利用、保管等

加入者は、本利用規約の各条項及び当社の指示に従って録画機能付きデジタルチューナーを善良な管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2. 加入者は、録画機能付きデジタルチューナーの転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。
3. 前項に違反したことによって生じた当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者は、録画機能付きデジタルチューナーに故障、滅失等が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
5. 当社が認める場合を除き、加入者は録画機能付きデジタルチューナーの交換を請求できないものとします。
6. 加入者の故意、過失による録画機能付きデジタルチューナーの故障、破損、紛失などの場合は、約款の別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

第 4 条　免責事項

加入者による録画機能付きデジタルチューナーの利用又は管理に起因して発生したいかなる責任について、当社は何人に対しても責任を負わないものとし、加入者の責任において処理、解決するものとします。

2. 録画機能付きデジタルチューナーの交換、故障、滅失、不具合等、あらゆる原因により、正常に録画ができなかった場合の補償、録画した内容の損失、及び直接・間接の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、録画機能付きデジタルチューナーを修理した場合（ハードディスク以外の修理を行った場合も含む）においても同様とします。
3. 前項のほか、本サービスで再生・録画するブルーレイディスクや DVD 等ソフトにおいても、破損・不具合等如何なる場合にも当社は一切の責任を負わないものとします。

第 5 条　本利用規約の変更

当社は、本利用規約を、加入者へ予告なく改正することがあります。この場合、本サービスの加入者は、変更後の利用規約の適用をうけます。

第 6 条　協議等

本利用規約に定めのない事項については、約款を適用するものとします。

2. 本利用規約の各条項に疑義が生じた場合は、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

緊急地震速報サービス利用規約

株式会社ZTV伊勢放送局（以下「甲」という。）と甲が行うサービスを受ける者（以下「乙」という。）との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第 1 条　利用規約の適用

甲は、この緊急地震速報サービス利用規約（以下「本規約」という。）を定め、これにより緊急地震速報サービス（以下「本サービス」という。）を提供します。

2. 乙は、甲との間でケーブルテレビ契約を締結しているか否かに係わらず、本規約に定めるものの外、甲が別に定めるケーブルテレビ契約約款（ただし、ケーブルテレビ契約を締結していない場合は、ケーブルテレビ特有の条項は除く。）および甲が随時乙に対し通知する追加規定（以下「個別規定等」という。）に従うものとします。ただし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条　緊急地震速報

緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

2. 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が長くても十数秒から数十秒と極めて短いため、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。

3. 甲は、気象庁およびデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に乙の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度 3 以上」の揺れが生じると予測された場合に、乙の設置した「緊急地震速報端末」に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と乙の設置した「緊急地震速報端末」の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあり得ます。

第 3 条　提供情報の追加

甲は、前条の緊急地震速報以外の災害情報および告知放送（以下「災害情報等」という。）の提供を追加する場合があります。

2. 前項による災害情報等の追加をする場合は可能な限りの方法（コミュニティーチャンネルおよびホームページまたは配布物等）において事前に乙へ連絡することとします。通報内容（災害情報の音声表現）については、乙への事前連絡なく変更することができます。

第 4 条　損害賠償

第 2 条および第 3 条の災害情報等に関して、誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果生じた損害においても、乙は、甲にその損害賠償を請求することはできないものとします。

2. 乙は甲の施設の維持管理に必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償請求

を行わないものとします。

3. 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰することのできない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じないものとします。

4. 乙が本サービスの情報を受け、その情報を第 3 者に提供する場合は、乙がその提供に関する責任を負うものとします。

第 5 条　利用申込をすることができる者の条件

本規約に同意し甲が別に定める利用申込書を作成した方に限ります。

第 6 条　サービスの提供範囲

サービスの提供範囲は甲が事業を行う自社施設エリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。

2. 本サービスを受信する接続機器は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、接続機器の設置場所が移動される場合は甲へ連絡し再度接続機器の位置情報を再設定しなければなりません。

第 7 条　接続機器の貸与

本サービスを受信するための接続機器は専用端末として甲が『第 5 条（利用申込をすることができる者の条件）』に定める利用者へ貸与する物であり甲の許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等することはできません。

2. 前項に違反する場合であってその利用者が受ける損害は、甲の許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等をおこなった者が負うものとします。

第 8 条　名義変更・譲渡

甲は、乙があらかじめ書面による届出をした場合で、甲がこれを承認したときは、乙名義を変更するものとします。この場合、新乙の名義変更に関わる事務手数料は1,000円（税込1,080円）とします。

2. 利用契約の権利の譲渡が伴うものについては、あらかじめ書面による届出をした場合で、甲がこれを承認したとき、乙名義を譲渡するものとします。この場合、新乙は譲渡に関わる事務手数料を支払うものとします。

第 9 条　利用停止・解除等

乙が料金の支払いを支払期日より延滞した場合は、年利14.5%の延滞金を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて甲に支払うものとします。

2. 利用料金が3ヶ月以上滞納になった場合、サービスの停止をされても異議のないものとします。

3. 甲は、乙が次の事に違反した場合、契約の解除ができるものとし、甲は甲の設備を撤去します。なお、撤去費用については乙が負担するものとします。また、撤去に伴い乙が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物等の復旧を要する場合、その復旧に要する費用は乙が負担するものとします。

① 乙は、前項においてサービスの停止をされ、甲が催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。

② 乙が、第7条第1項に定める事項に違反し、甲が催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。

③ その他、本規約に違反する行為または、甲に著しい損害を与えた場合は、前各項とは別に無催告にて契約解除を行うことができるものとします。

4. 乙は、契約を解除しようとする場合、甲の定める期日までに文書により甲にその旨を申し出るものとします。

5. 前項の場合、甲は甲の設備を撤去します。なお、撤去費用については乙が負担するものとします。また、撤去に伴い乙が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物等の復旧を要する場合、その復旧に要する費用は乙が負担するものとします。

第 10 条　料金等

乙は、甲が下表に定める料金等を、甲が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。但し、乙が甲との間にケーブルテレビ契約若しくはケーブルインターネット契約を締結していない場合には、下表に定める料金等の他、甲が定める加入初期費用を負担するものとします。

取付工事・撤去工事費（1 台あたり）	3,500 円（税込 3,780 円）
フィルター工事費（1 引込あたり）	3,500 円（税込 3,780 円）
情報配信料（1 台あたり）	500 円（税込 540 円）/月額

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

2. 前項の金額は消費税及び地方消費税を含むものとします。
3. 甲は、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第 11 条　利用に係る乙の義務

乙は以下のことを心掛け本サービスを利用するものとします。

① 本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではありません。
② 災害情報が配信された場合においては乙の判断において行動をしてください。
③ 乙は本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
④ 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、乙の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。
⑤ 受信端末の正常な動作確認を行ってください

第 12 条　法令等による制限

法令等により、本サービスの利用に制限が加えられた場合には、甲は法令を遵守するため、本サービスの利用を制限することができるものとします。

第 13 条　利用規約の改定

甲は、甲の提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。改正後の規約は当社ホームページ(http://www.itv-mie.jp/)において公表します。なお、本規約が変更されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

第14条　協議

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附　則

（1） 甲は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。

（2） この本規約は平成26年4月1日より施行します。

インターネットサービス加入契約約款

株式会社 ZTV 伊勢放送局（以下「当社」という。）と、当社が行うサービス（以下「インターネットサービス」という。）の提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

第 1 条　インターネットサービス

当社の提供するインターネットサービスは、次のとおりとします。

サービス名	内容
インターネットサービス	加入者回線部分を複数の加入者にて媒体共用する LAN 型のベストエフォートサービス

2. 当社が提供するインターネットサービスは、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第 9 条に基づき総務大臣の登録を受けた区域において提供します。

第 2 条　インターネットサービスの品目

当社が提供するインターネットサービスには、以下の品目があります。

サービス名	品目
インターネットサービス	i ぶっとび 30 コース
	i ぶっとび 100 コース
	i ぶっとび 160 コース

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

第 3 条　契約の単位

インターネットサービスに係る加入契約は、加入者回線 1 回線毎に 1 の契約を締結します。この場合、加入者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

第 4 条　契約の成立

加入契約は加入申込者が、予め本約款を承認し当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

（1） 加入申込者が、本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。

（2） その他加入申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合。

(3) インターネットサービスを提供するために必要となる電気通信設備（ヘッドエンドからケーブルモデム（当社の電気通信回線の終端に位置し、加入者設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信機器）に至るまでの施設（以下「本施設」という。））の構築が困難であると判断される場合。

(4) 加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

3. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

4. 当社は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの規定に従い、決められた場所に契約内容の一部を登録し、公開します。

第 5 条　契約の有効期限

契約の有効期限は、契約成立月の翌月から 1 年間とします。ただし、契約期間満了の 30 日前までに当社、加入者いずれからも、何等の意思表示も無い場合は、契約期間を 1 年間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。

2. 契約の最低利用期間は利用料金の課金開始月より 3 ヶ月間とします。

3. 加入者は、本条第 2 項の最低利用期間内に解約を行う場合は、残余期間の利用料金を一括して支払うものとします。ただし、転居等やむを得ないと当社が判断する場合は、この限りではありません。

第 6 条　加入契約料

加入者は、加入契約料としてインターネット別表 1 に定める料金を当社に支払うものとします。

2. 当社は、経済環境の変動に従い加入契約料を改定することがあります。

3. 当社は、加入者が一度支払った加入契約料の払い戻しはいたしません。

第 7 条　加入契約の撤回等

加入申込者は、加入申込み日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回または当該加入契約の解除（以下「加入申込みの撤回等」という。）を行うことが出来ます。

2. 前項の規定による加入申込みの撤回等は、同項の書面を発行した時にその効力を生じます。

3. 本条第 1 項の規定により加入申込みの撤回等を行った加入者は、加入金の還付を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪質の意思をもって加入申込みを行った場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、通信対応工事等が着工済み、また完了済みの場合には加入者はその工事等に要した全ての費用を負担するものとします。

第 8 条　利用料金

加入者はインターネット別表 1 に定める利用料金を当社に支払うものとします。

（1） 基本利用料金

利用料金は当月利用料金を当月に支払うものとします。

（2） オプション利用料金

利用料金は当月利用料金を当月に支払うものとします。（オプション利用料金は、オプションサービスを開始した日の属する月の翌月から開始するものとします。ただし、オプションサービスを開始した月の当月内に当該オプションサービスを解約した場合、その利用料金は翌月に支払うものとします。）

2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するインターネットサービスの内容の変更に伴い利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の 1 ヵ月前までに当該加入者に通知します。

第 9 条　同時加入に伴う基本利用料金の割引

当社は、以下に定める条件を全て満たす場合、別表 1 に定める利用料金の割引を適用するものとします。

（1） インターネットサービスの基本利用料の支払いが行なわれている。

（2） 当社が提供するケーブルプラス電話サービスに加入し、基本利用料金の支払いが行なわれている。

（3） （1）（2）で定める加入契約の加入者と利用する施設、利用料金の支払いが同一である。

2. 前項の適用は 1 つの加入契約に限り 1 つの適用とします。

3. ケーブルプラス電話サービスの基本利用料金が日割りにて請求する場合は、割引の適用は行ないません。

第 10 条　品目の変更

加入者は、インターネットサービスの品目の変更の請求をすることができます。

2. 加入者は、前項の規定において品目を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。

3. 加入者は、品目の変更に要する、変更手数料としてインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

4. 加入者は、品目の変更をした場合、変更した月の利用料金は、変更前の品目の利用料金を支払うものとします。

第 11 条　施設の設置および費用負担、施設の所有関係

本施設の設置工事ならびに保守は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

2. 当社は、本施設のうち、ヘッドエンドからタップオフまでの施設の設置に要する費用については、原則として当社が負担するものとします。ただし、既設の幹線設備より幹線分配・幹線延長工事およびその他の施設設置を必要とする場合には、当社が別に定めた基準によってその超過分を加入者に負担して頂くことがあります。

3. 加入者は、本施設のうち、タップオフから保安器まで同軸ケーブルを敷設する工事（以下「引込工事」という。）に要する費用を負担するものとします。

4. 加入者は、本施設のうち保安器の出力端子以降の施設の設置に要する費用（以下「通信対応工事」という。）を負担するものとします。また、宅内の配線の状況によって追加工事が必要な場合は、追加工事に要する費用も加入者が負担するものとします。
5. 当社は、本施設のうちヘッドエンドから保安器までの施設を所有するものとします。
6. 当社は、加入者が加入契約後、インターネットサービスの利用に至らない場合があっても、加入者が負担した金額の払戻しはいたしません。また、自営柱の建柱、ケーブルの地下埋設等を実施した場合においても同様とします。
7. 当社は、分配・配線の追加等により、加入者が加入者以外の第三者に当社のインターネットサービスを提供することを禁止します。

第 12 条　ケーブルモデムなどのレンタル

当社は加入者にケーブルモデムをレンタルするものとします。そのレンタル料金は基本利用料金に含むものとします。

2. 加入者は、ケーブルモデムを本来の用法に従い、善良な管理者の注意を以って使用するものとします。
3. 加入者は、加入契約終了時にはケーブルモデムを返還するものとし、加入者の故意、過失によるケーブルモデムの故障、破損、紛失などの場合は、インターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。
4. 当社はケーブルモデムに故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。
5. 加入者は、ケーブルモデムに故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとします。前項の調査の結果、当社のケーブルモデムに故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を支払うものとします。
6. 加入者は、ケーブルモデムの性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へケーブルモデムの交換を請求できないものとします。
7. 付属品の破損、紛失等の場合は、加入者はインターネット別表 2 に定める料金を当社へ支払うものとします。
8. 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。

（1）　本来の用法によらない方法で、当社のインターネットサービスを不正に受けたり、受けようとすること。
（2）　ケーブルモデムを転貸、譲渡、質入等すること。
（3）　ケーブルモデムを定められた場所から移動したり、接続変更すること。
（4）　ケーブルモデムを分解したり、変更を加えること。

9. 当社は、ケーブルモデムの老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件等の変更によりケーブルモデムの変更が必要となった場合、当社の費用負担によりケーブルモデムを取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
10. 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為または不可抗力によるケーブルモデムの損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
11. 返還までに生じたき損、盗難、滅失について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、加入者は当社に対してインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。
12. 加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第 13 条　設置場所の無償使用

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

第 14 条　インターネットサービス利用にかかわる加入者の義務

加入者は、次のことを守って頂きます。

(1)　当社が本契約に基づき設置した本施設を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

(2)　ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3)　通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4)　当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本施設に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5)　当社が本契約に基づき設置した本施設を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6)　加入者は、インターネットサービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

①　当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

②　当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

③　当社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為。

④　詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。

⑤　わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。

⑥　薬物犯罪、規制薬物もしくは指定薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。

⑦　無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、これを勧誘する行為。

⑧　当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。

⑨　第三者になりすましてインターネットサービスを利用する行為。

⑩　ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。

⑪　無断で当社もしくは第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社もしくは第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。

⑫　当社もしくは第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

⑬　違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。

⑭　違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為。

⑮　人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上当社もしくは第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。

⑯　人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。

⑰　その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為。

⑱　犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、当社もしくは第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為。

⑲　その他、公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

⑳　インターネットサービスの運営を妨げる行為。

2. 加入者は、前項の第 1 号から第 5 号の規定に違反して本施設を亡失しまたはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

3. 加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」という。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネットサービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。

4. 前項の場合、加入者は、当該関係者が本条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、本約款の各条項が適用されるものとします。

第 15 条　情報等の削除等

当社は、加入者によるインターネットサービスの利用が第 14 条（インターネットサービス利用にかかわる加入者の義務）第 1 項第 6 号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でインターネットサービスの運営上不適当と当社が認めた場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

（1）　第 14 条（インターネットサービス利用にかかわる加入者の義務）第 1 項第 6 号に該当する行為をやめるように要求します。

（2）　第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

（3）　加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

（4）　事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 16 条　インターネットサービスの利用制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用しているインターネットサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のインターネットサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

2. 通信が著しくふくそうしたときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、加入者もしくは第三者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を継続して発生させ、本施設に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為があった場合、または加入者もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。

第 17 条　修理または復旧の順位

当社は、当社の設置した本施設が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 16 条（インターネットサービスの利用制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってそのインターネットサービスにかかわる電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関が利用するもの

	水防機関が利用するもの 消防機関が利用するもの 災害救助機関が利用するもの 秩序の維持に直接関係がある機関が利用するもの 防衛に直接関係がある機関が利用するもの 海上の保安に直接関係がある機関が利用するもの 輸送の確保に直接関係がある機関が利用するもの 通信役務の提供に直接関係がある機関が利用するもの 電力の供給に直接関係がある機関が利用するもの
2	水道の供給に直接関係がある機関が利用するもの ガスの供給に直接関係がある機関が利用するもの 新聞社等の機関が利用するもの 金融機関が利用するもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関が利用するもの
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 18 条　料金の支払方法

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 加入者は、通信対応工事完了後に「加入契約料」、「引込工事費」、「通信対応基本工事費」および「利用料金」を当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に、加入契約申込書記載の支払い方法により支払うものとします。ただし、通信対応工事費で追加工事が発生した場合は、施工した工事業者に「追加工事費」を直接支払うものとします。
3. 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
4. 加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 19 条　インターネットサービス提供の停止による賠償責任

当社は、インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのインターネットサービスが全く利用できない状態（そのインターネットサービスの通信に著しい支障が生じ、そのインターネットサービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを加入者が当社に通知した時刻（その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。）から起算して 24 時間以上その状態が継続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。ただし、当社は次の場合、インターネットサービス提供の停止に基づく損害等について賠償等一切の責任は負わないものとします。

（1）　天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電。

(2)　その他当社の責に帰することのできない事由。

2. 前項の場合において、当社は、インターネットサービスが全く利用できない状態にあることを加入者が当社に通知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間毎に日数計算し、その日数に対応するそのインターネットサービスに係る 1 日分の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 前項に規定する 1 日分の料金は、インターネット別表 1 に定める月額利用料金を 30 で除して得た額とします。

4. 前項の規定により計算して得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

5. 本条第 1 項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して 6 ヶ月を経過しても加入者からの損害賠償の請求がないときは、当社は、損害賠償に応ずべき義務を免れるものとします。

第 20 条　インターネットサービス提供の停止による賠償責任の免責

当社は、加入者がインターネットサービスの利用に関して損害を被った場合でも、第 19 条(インターネットサービス提供の停止による賠償責任)の規定によるほか、何らの責任も負いません。

第 21 条　保守責任免責事項

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するように維持します。なお、加入者はその施設の維持管理の上で必要な場合には、やむを得ずインターネットサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. 当社は、次の場合には、インターネットサービスの利用を中止することがあります。

(1)　当社本施設の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2)　第 16 条(インターネットサービスの利用制限)の規定により、インターネットサービスの利用を中止するとき。

3. 当社は、前項の規定によりインターネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 当社は、加入者から本施設に異常がある旨、申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器の出力端子以降の施設および加入者設備(ケーブルモデムを除く。)に起因する事項の場合は、加入者の責任とし修復に要する費用は加入者の負担とします。

5. 当社の保安責任範囲は、ヘッドエンドから保安器までとし、その施設に故障等事故が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。

6. 加入者は、当社または当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。

7. 当社は、本施設の工事に当たって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

8. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備(加入者が設置する端末設備。)の改造または変更(以下この条において「改造等」という。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術

的条件の変更により、現にインターネット回線に接続されている自営端末設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定にかかわる部分に限り負担します。

9. 加入者の故意または過失により、ヘッドエンドから保安器までの施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を加入者が負担するものとします。

第 22 条　自営端末設備に異常がある場合等の検査

当社は、本施設に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他インターネットサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合その他事業法第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
3. 本条第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備を本施設から取り外しをするものとします。

第 23 条　一時停止および再開

加入者は、インターネットサービスの一時停止を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。

2. 一時停止期間中の料金は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の利用料金を無料とします。なお、停止した日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 加入者は、一時停止期間中はケーブルモデムを当社に返還するものとします。また、ケーブルモデムの取外しならびに再開時の取付けに伴う工事費は加入者が負担するものとします。
4. 加入者は、インターネットサービス開始月もしくは再開月と、その翌月から 3 ヶ月間は一時停止を行えないものとします。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。
5. 本条第 1 項の一時停止期間は、最長 6 ヶ月とします。ただし、加入者が、停止期間の延長をあらかじめ申し出て、当社が承諾した場合、停止期間を延長できるものとします。
6. 加入者はインターネットサービスの再開を希望する場合、事前に当社へその旨を届出により申し出るものとします。
7. 加入者の一時停止および再開に関する料金は次の通り取扱うものとします。

（1）　引込線の撤去を伴う場合、再開時にインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

（2）　引込線の撤去を伴わない場合、料金の支払いは必要ありません。

8. 当社は、本条第 1 項から第 3 項まで全ての手続きの完了をもって一時停止の成立とします。

第 24 条　設置場所の変更

加入者は、次の場合に限り引込線およびケーブルモデムの設置場所を変更できるものとします。

（1）　変更先が同一建物内および同一敷地内。

(2)　変更先が当社の業務区域内でかつ当社の定める技術基準に適合する場合。

2. 設置場所の変更に要する引込線およびケーブルモデムの移設工事は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

3. 前項の変更に要する費用はすべて加入者の負担とします。

第 25 条　名義変更

加入者は、加入契約の名義を変更できるものとします。

2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。

3. 加入者は、相続以外の名義変更の場合、名義変更手数料としてインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

第 26 条　権利譲渡等の禁止

加入者は、第 25 条（名義変更）による場合を除き、インターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたはレンタルすることはできません。

第 27 条　加入契約申込書記載事項の変更

加入者は、加入契約申込書記載事項（口座変更および料金の支払い方法変更）およびインターネットサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとし、当社はそれを承諾した場合速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2. 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第 4 条（契約の成立）の規定に準じて取扱うものとします。

第 28 条　加入者が行う解約

加入者は、第 5 条（契約の有効期限）第 2 項に定める最低利用期間の経過後、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 30 日前までに当社にその旨を届出書により申し出るものとします。

2. 加入者は、解約日の属する月まで利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。

3. 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

4. 解約の場合、当社は当該加入者宅への保安器、引込線、ケーブルモデムを撤去するものとし、加入者はインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。

5. 解約におけるケーブルモデムの返還については、第 12 条（ケーブルモデムなどのレンタル）に準ずるものとします。

6. 当社は、本条第 2 項から第 5 項まで全ての手続きの完了をもって解約の成立とします。

7. 当社は、加入者が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互紹介制度」参加会社のエリア内へ転居する場合で、加入者が希望した場合は、転居先のケーブルテレビ会社に加入契約料免除で加入することが出来る証明書を発行します。

第 29 条　当社が行う停止および解除

当社は、加入者または第 18 条（料金の支払方法）第 4 項の第三者が、次のいずれかに該当する場合は、催告の上インターネットサービスの提供の停止、電磁的記録の削除あるいは加入契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしにインターネットサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

（1） 利用料金の支払い遅延があったとき。

（2） 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。

（3） 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。

（4） 本約款に違反する行為があったとき。

（5） 第 15 条（情報等の削除等）の規定に違反して当社の催告を受けたにもかかわらず改善しないとき。

（6） 本施設に、自営端末設備、他社接続回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

（7） 第 22 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を本施設から取り外さなかったとき。

（8） 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、インターネットサービスに関する当社の業務の遂行または当社の本施設に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 前項の場合、加入者は当社がインターネットサービスの停止あるいは契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下「未納料金」という。）を支払うものとします。

3. 当社は、本条第 1 項の規定により加入者へのインターネットサービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。

4. 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により本施設の変更を余儀なくされ、かつ本施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

5. 加入者は、インターネットサービスの提供を停止され解除となった場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

6. 当社は、本条第 1 項による解除の場合、当該加入者へ設置した保安器、引込線、ケーブルモデムを撤去するものとし、加入者はインターネット別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用も負担するものとします。

7. 解除におけるケーブルモデムの返還については、第 12 条（ケーブルモデムなどのレンタル）に準ずるものとします。

8. 当社は、前項の規定によりインターネットサービスの提供の停止、電磁的記録の削除あるいは加入契約を解除しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

第 30 条　アカウント及びパスワードの管理

当社は、契約の成立に伴い加入者にアカウント（メールアカウント･FTP アカウント・パスワード）を付与します。

2. 加入者は、アカウントおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には当社は当該アカウントによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第 28 条（加入者が行う解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第 29 条（当社が行う停止および解除）の規定により加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はアカウントとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第 31 条　メール転送サービスの内容

メール転送サービスを利用する加入者は、インターネットサービスに係る電子メールを加入者が指定するメールアドレスに転送する機能を利用することができます。

第 32 条　メールウィルスチェックサービスの内容と免責事項

メールウィルスチェックサービスを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウィルス（以下「メールウィルス」という。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準(以下、本条において「基準」という。）に基づき、当社サーバにてメールウィルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウィルスおよびメール以外の手段により頒布されるウィルスによってメールウィルスチェックサービスを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウィルスチェックサービスの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む。）の損失等、メールウィルスチェックサービスを利用する加入者および第三者が損害を被った場合について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条　Wi-Fi プランの内容と免責事項

Wi-Fi プランを利用する加入者は、無線内蔵ケーブルモデム（以下、本条において「本機器」という。）を使用して、無線 LAN の通信を行うことができます。

2. 無線 LAN の通信を利用するには、無線 LAN の規格（IEEE802.11b/g/n、IEEE802.11a/n）に対応した無線 LAN アダプタ（無線 LAN カード等）との接続設定が必要となります。
3. 無線 LAN の通信は、建物の構造、隣接する無線機器との干渉、妨害ノイズの影響を受け利用できない場合があります。
4. 無線 LAN の通信は、第三者に通信の中身を盗み見られたり、不正侵入されたりする危険性を伴うため、セキュリティ（暗号化方式）設定を加入者の責任と判断において行う必要があります。
5. 当社は、本機器等の使用又は管理に起因したいかなる損害についても加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとし、一切責任を負わないものとします。

第 34 条　個人情報保護

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、当社が定める個人情報の保護に関する基本方針および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号）に基づくほか、当社が前記指針第28条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言(以下「宣言」という。）および本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（http://www.ztv.co.jp/）において公表します。

3. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

（1） インターネットサービス契約の締結。

（2） インターネットサービス料金の請求。

（3） インターネットサービスに関する情報の提供。

（4） インターネットサービスの向上を目的とした加入者調査。

（5） ケーブルモデムの設置およびアフターサービス。

（6） インターネットサービスの利用状況等に関する各種統計処理。

（7） インターネットサービスおよび当社が提供するその他のサービス（ケーブルテレビ、ケーブルプラス電話、i-フォンなど）を行う上でその業務上必要な場合。

（8） 業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合。

（9） 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合には、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。

第 35 条　定めなき事項

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 36 条　管轄裁判所

当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第 37 条　約款の改正

当社は、本約款を変更することがあります。改正後の約款は当社のホームページ（http://www.itv-mie.jp/）において公表します。この場合、加入者は改正後の約款の適用をうけます。

付則

（1）　当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

（2）　本約款は、平成 26 年 11 月 1 日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべき加入契約料、引込工事費、通信対応基本工事費および利用料金等（以下「利用料金等」という。）を、当社が指定するクレジットカードで各クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 利用料金等を ZTVCARD で支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

インターネット別表 1

料　金　表

1.初期導入費用

加入契約料	35,000 円（税込 37,800 円）
引込工事費	15,000 円（税込 16,200 円）
通信対応基本工事費	15,000 円（税込 16,200 円）

■ 当社別サービスに加入済みの場合は、加入契約料と引込工事費は不要です。
■ サービス提供の開始以前に予約募集期間を設けるなど特別割引を行う場合、初期導入費用はこれによらないものとします。
■ 通信対応基本工事は、宅内の配線の状況によっては追加工事（別途費用）が必要な場合があります。

2.インターネットサービス基本利用料金

品目	月額利用料金	最大通信速度	標準機能
i ぶっとび 30	2,980 円 （税込 3,218 円）	下り　30Mbps 上り　1Mbps	・IP　1 個（グローバルアドレス）を動的に割当 ・アカウント 1 個 （メール受信容量 15Mbyte/1 ｱｶｳﾝﾄ ） （WEB 容量 30Mbyte/1 ｱｶｳﾝﾄ） （メールウィルスチェックサービス/1 ｱｶｳﾝﾄ）
i ぶっとび 100	4,500 円 （税込 4,860 円）	下り　100Mbps 上り　5Mbps	
i ぶっとび 160	4,600 円 （税込 4,968 円）	下り　160Mbps 上り　5Mbps	

■ 上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。
■ 全てのサービスは、ベストエフォート型でのご提供となっております。表記速度は最高速度であり、保証されるものではありません。
■ ケーブルモデムのレンタル料金を含みます。

2-2.同時加入に伴う基本利用料金の割引（月額）

品目	ケーブルプラス 電話の同時加入	割引額
i ぶっとび 30	あり	300 円 （税込 324 円）
i ぶっとび 100		
i ぶっとび 160		

2-3.インターネットサービスオプション利用料金

◆オプションサービス利用料金

品目	月額利用料金	単位
メール転送サービス	無料	―

追加アカウント	300 円（税込 324 円）	1 アカウントにつき（2 個目以降）
Wi-Fi プラン	300 円（税込 324 円）	インターネットサービス 1 契約につき

インターネット別表 2

1.ケーブルモデム、付属品料金

品　目	料金	内容
ケーブルモデム本体	20,000 円（税込 21,600 円）	弁償代＋設置手数料（5,000 円（税込 5,400 円））
電源コード	1,500 円（税込 1,620 円）	―
スタンド・取扱説明書	1,500 円（税込 1,620 円）	―

2.手続きに関する料金

一時停止	15,000 円（税込 16,200 円）
解約・解除	10,000 円（税込 10,800 円）
名義変更	1,000 円（税込 1,080 円）
品目変更　※1	3,000 円（税込 3,240 円）

※1　Wi-Fi プランの追加、解除を行う場合は、品目変更料金が必要となります。

※別表 1・2 に表記されている全ての料金は消費税（8%）が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。

IP 電話[i-フォン]サービス加入契約約款

第 1 章　総則

第 1 条　約款の適用

株式会社 ZTV 伊勢放送局（以下「当社」といいます。）は、この IP 電話[i-フォン]サービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）に従い、IP 電話[i-フォン]サービスを提供します。

第 2 条　約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。改定後の約款は当社のホームページ（http://www.itv-mie.jp/）において公表します。この場合、加入者は改定後の約款の適用をうけます。

第 3 条　用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　インターネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4　IP 電話[i-フォン]サービス	インターネット網を使用して、加入者間、協定事業者の加入電話等設備または本邦外端末へ音声通信（インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する）を行うことができる電気通信サービス
5　加入者	当社が行う IP 電話[i-フォン]サービスの提供をうける者
6　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条第 1 項の登録を受けた者をいいます。）との間の相互接続協定（事業法第 33 条の 13 項若しくは第 15 項または第 34 条の 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続にかかわる電気通信設備の接続点
7　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
8　加入者回線	本契約に基づいて当社が設置する交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9　IP 電話接続装置	IP 電話[i-フォン]サービスを利用するために必要な機器で、音響信号をインターネットプロトコルに変換する。当社が指定したものに限り使用可能とする
10　電話機等	加入者が IP 電話接続装置に接続して使用する電話端末、FAX 機器およびその他の音響用端末の総称

11 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
12 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 IP 電話[i-フォン]サービスの品目等

第 4 条 IP 電話[i-フォン]サービスの品目等

本契約には、料金表に規定する品目があります。

第 3 章 IP 電話[i-フォン]サービスの提供

第 5 条 IP 電話[i-フォン]サービスの提供範囲

当社は、IP 電話[i-フォン]サービスをインターネットサービス提供区域において提供します。

2. 加入者は、当社が指定する IP 電話接続装置との相性により利用できない種類の電話機等や一部機能が使えないことがある事を了承するものとします。

3. IP 電話[i-フォン]サービスは、既存の電話サービスとは異なる為、サービスの提供段階において接続できない番号（110、119 など）が一部あることをあらかじめ了承するものとします。

第 4 章 契約

第 6 条 契約の単位

当社は、1 の加入者回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、加入者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

第 7 条 加入者回線の終端

当社は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、加入者の指定する場所に配線を行いこの線と IP 電話接続装置との接続点もしくは保安器を IP 電話[i-フォン]サービスにおける加入者との責任分界点とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、加入者と協議します。

3. 当社の IP 電話[i-フォン]サービスを受けるために必要な IP 電話接続装置は当社が設置します。接続装置、電源コードは、契約の解除の際に当社に返還して頂きます。

4. IP 電話接続装置の取付け時に西日本電信電話株式会社回線の接続を希望され、同回線の加工が必要となる場合は、加入者の責任で業者に工事の要請をし、そこでの問題に当社は責任を負わない事を加入者は了承するものとします。

第 8 条 加入申込の方法

加入申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を当社に提出して頂きます。

(1) IP 電話[i-フォン]サービスの品目

(2) 加入者回線の終端とするところ

(3)　その他申し込みの内容を特定するために必要な事項

第 9 条　加入申込をすることができる者の条件

本サービスの利用申込みを行うことのできる者は、以下の全ての条件を満たした者に限ります。

・ インターネットサービス「i ぶっとび 30」「i ぶっとび 100」あるいは「i ぶっとび 160」に加入している者

・ 利用料滞納でない者

第 10 条　加入申込の承諾

当社は、加入申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、加入申込を承諾しない場合があります。

(1)　申込のあった IP 電話[i-フォン]サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)　加入申込をした者が IP 電話[i-フォン]サービスの料金または工事に関する費用の支払を現に怠り、または怠るおそれがあることが明らかなとき。

(3)　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 11 条　最低利用期間

IP 電話[i-フォン]サービスについては、最低利用期間があります。

2. 前項の最低利用期間は、課金開始月より 3 ヶ月間とします。

3. 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（基本料金に限ります。以下この条において同じとします。）に相当する額を一括して支払って頂きます。

第 12 条　IP 電話[i-フォン]番号

当社は、1 の契約ごとに 1 の IP 電話[i-フォン]番号を定めます。

2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP 電話[i-フォン]番号を変更することがあります。

3. 前項の規定により、IP 電話[i-フォン]番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第 13 条　加入者回線の移転

加入者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 14 条　その他の契約内容の変更

当社は、加入者から請求があったときは、第 8 条（加入申込の方法）第 1 項第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 15 条　利用の一時停止

当社は、加入者から請求があったときは、加入者回線の利用の一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2. 加入者は、サービスの一時停止を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。
3. 第 1 項の一時停止期間は、最長 6 ヶ月とします。ただし、加入者が、停止期間の延長をあらかじめ申し出て、当社が承諾した場合、停止期間を延長できるものとします。
4. 加入者はサービスの再開を希望する場合、事前に当社へその旨を届出により申し出るものとします。

第 16 条　名義変更

加入者は、加入契約の名義を変更できるものとします。

2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、事前に当社へその旨を届出書により申し出るものとします。
3. 加入者は相続以外の名義変更の場合、名義変更手数料として IP 電話[i-フォン]料金表に定める料金を当社に支払うものとします。

第 17 条　加入者が行う解約

加入者が、契約を解約しようとするときは、そのことを 30 日以前に当社に届出書により通知して頂きます。

2. 加入者が、契約を解約したときに必要となる工事に関する費用は、加入者に負担していただきます。

第 18 条　当社が行う契約の解除

当社は、第 20 条（利用停止）の規定により IP 電話[i-フォン］ サービスの利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2. 第 20 条（利用停止）の規定によりインターネットサービスの利用停止または電磁的記録の削除をされた加入者が、催告により当社が指定した解除期日までに未払いの料金を支払わない場合は、IP 電話[i-フォン］ サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 当社は、加入者が第 20 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の IP 電話[i-フォン］ サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP 電話[i-フォン］ サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
4. 前各項の場合、加入者は当社が契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金を支払う義務を負います。
5. 当社は、前各項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしに契約の解除を行うことができるものとします。
6. 当社が、契約を解除したときは、契約の解除に要する手数料や工事に関する費用を、加入者に負担していただきます。

第 5 章　利用中止等

第 19 条　利用中止

当社は、次の場合には、IP 電話[i-フォン]　サービスの利用を中止することがあります。

(1)　当社電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2)　第 21 条（通信利用の制限等）の規定により、IP 電話[i-フォン]サービスの利用を中止するとき。

2. 当社は、前項の規定により IP 電話[i-フォン]サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条　利用停止

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、催告の上その IP 電話[i-フォン]サービスの利用を停止することがあります。ただし加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしにインターネットサービスの停止または電磁的記録の削除を行うことができるものとします。

(1)　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)　破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。

(3)　差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。

(4)　第 35 条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき。

(5)　加入者回線に、当社が指定する IP 電話接続装置以外の物または回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6)　加入者回線に接続されている IP 電話接続装置若しくは電話機等に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない IP 電話接続装置若しくは電話機等を加入者回線から取りはずさなかったとき。

(7)　前 6 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、当社の IP 電話[i-フォン]サービスに関する業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の規定により IP 電話[i-フォン]　サービスの利用停止（前項の規定により、IP 電話[i-フォン]　サービスの一部の利用を停止する場合を含みます。以下同じとします。）をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

第 6 章　通信

第 21 条　通信利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、IP 電話[i-フォン]サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. IP 電話[i-フォン]サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第 22 条　接続通信時間の測定等

接続通信時間の測定等については、当社が行います。

第 7 章　料金等

第 23 条　料金および工事に関する費用

当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの料金は、IP 電話[i-フォン]料金表に規定する料金とし、当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの態様に応じて適用します。

2. 当社が提供する IP 電話[i-フォン]サービスの工事に関する費用は、当社が定める料金表に規定する工事費とします。

3. 加入者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うか当社が指定するクレジットカード払いとします。

第 24 条　基本料金の支払義務

加入者は、その契約に基づいて、加入者回線の提供を開始した翌月から、契約の解約または加入者回線の廃止があった日の属する月までの期間について、料金表に規定する基本料金の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により IP 電話[i-フォン]を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払は、次によります。次の第 3 号による場合、基本料金はその利用日数に応じて日割りします。

(1)　利用の一時中止をしたときは、加入者は、その期間中の基本料金の支払を要します。

(2)　利用停止があったときには、加入者は、その期間中の基本料金の支払を要します。

(3)　前 2 号の規定によるほか、加入者は、次の場合を除き、IP 電話[i-フォン]サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払を要します。

区別	支払を要しない基本料金
1.加入者の責めによらない理由によりその IP 電話[i-フォン]サービスを全く利用できない状態（その契約にかかわる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスについての基本料金。
2.移転または接続変更にともなって、IP 電話[i-フォン]サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（加入者の都合により、その IP 電話[i-フォン]サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスについての基本料金。

3. 当社は、支払を要しないこととされた基本料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条　通信料金の支払義務

加入者は、当社が測定した接続通信時間に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。通信料金は当社のホームページ（http://www.itv-mie.jp/）にて 2 か月前までさかのぼり参照ができます。

2. 前項の場合において、加入者は、通信料金について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別途定めるところによる接続通信時間より算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、加入者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3. 当社が指定する IP 電話接続装置の PSTN プラグに西日本電信電話株式会社の回線を接続する場合、停電または IP 電話[i-フォン]サービスの故障により IP 電話接続装置が自動的に通話を西日本電信電話株式会社へ切り替える場合があります。この場合の通話料金は当該事業者の定める料金が適用され、請求も行われますが当通話料金等に関しては当社は一切責めを負わないものとします。

第 26 条　工事費の支払義務

加入者は、契約の申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別途定める料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約またはその工事の請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合はこの限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、加入者はその工事に関して解除等があったときまでに着手していた工事の部分について、別に算定した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 27 条　端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 8 章　保守

第 28 条　加入者の維持責任

当社は、電話機等または IP 電話接続装置を、技術基準等に適合するよう加入者に維持していただきます。また、加入者は当社が特番（110 番、119 番など）サービスを提供する迄の間、必要に応じ西日本電信電話株式会社の回線など IP 電話[i-フォン]サービスを利用する為の環境を自己の責任をもって維持するものとします。

第 29 条　加入者の切分責任

加入者は、電話機等または IP 電話接続装置（当社とレンタル契約を締結している設備を除きます。以下この条において同じとします。）が、加入者回線に接続されている場合であって、IP 電話[i-フォン]サービスを利用することができなくなったときは、その電話機等または IP 電話接続装置に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして頂きます。

2. 当社は前項の確認に際して、加入者から要請があったときは、当社において、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により加入者回線に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が電話機等または IP 電話接続装置（故障の原因が加入者の責めに帰す場合に限ります。）にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する費用額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 30 条　故障等

IP 電話接続装置が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該 IP 電話接続装置を正常な IP 電話接続装置と取り替えます。ただし、IP 電話接続装置の故障等が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用は、加入者が負担するものとします。

2. IP 電話接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による IP 電話接続装置の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第 9 章　損害賠償

第 31 条　責任の制限

加入者は、IP 電話[i-フォン]サービスがインターネット網上に構築された IP 電話サービスである事を理解し、現在のインターネットおよびコンピュータに関する技術水準では IP 電話[i-フォン]サービスに瑕疵が無い事を証明できない場合があることについて予め了承するものとします。

2. IP 電話接続装置にはインターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合または 110、119 のダイヤル検出時に、通話の経路を西日本電信電話株式会社の回線に自動で切替える機能がありますが、ここでの接続が上手く行かない事があったとしても加入者はあらかじめ了解したものとみなします。また、西日本電信電話株式会社を利用しない加入者は、IP 電話接続装置の PSTN プラグへの回線接続および同事業者との契約は必要ありません。
3. 当社は、IP 電話[i-フォン]サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その IP 電話[i-フォン]サービスが全く利用できない状態（その契約にかかわる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該加入者の損害を賠償します。
4. 前項の場合において、当社は、IP 電話[i-フォン]サービスが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその IP 電話[i-フォン]サービスにかかわる料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
5. 前項の場合において日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 27 条（端数処理）の規定に準じて取り扱います。

第 32 条　免責

当社は、加入者が IP 電話[i-フォン]サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第 31 条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

2. 当社は、IP 電話[i-フォン]サービスにかかわる設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第 10 章　個人情報保護

第 33 条　個人情報保護に関して

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号）に基づくほか、当社が指針第 28 条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言(以下「宣言」という。) および本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（http://www.ztv.co.jp/）において公表します。

3. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(1)　IP 電話[i-フォン]サービス契約の締結

(2)　IP 電話[i-フォン]サービス料金の請求

(3)　IP 電話[i-フォン]サービスに関する情報の提供

(4)　IP 電話[i-フォン]サービスの向上を目的とした加入者調査

(5)　端末機の設置およびアフターサービス

(6)　IP 電話[i-フォン]サービスの利用状況等に関する各種統計処理

(7)　IP 電話[i-フォン]サービスおよび当社が提供するその他のサービス（ケーブルテレビ、インターネット、ケーブルプラス電話など）を行う上でその業務上必要な場合

(8)　業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合

第 11 章　雑則

第 34 条　承諾の限界

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した加入者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合には、その規定によります。

第 35 条　利用に係る加入者の義務

加入者は、次のことを守って頂きます。

(1)　加入者が設置する IP 電話接続装置は、第 22 条（接続通信時間の測定等）にて加入者認証に使用するため、他人に無断で使用されないよう、自己責任を持って管理するものとします。

(2)　IP 電話[i-フォン]サービスを利用して行われた通話は、全て加入者によって行われたものとみなします。この場合、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は責めを負わないものとします。

(3)　加入者は、IP 電話接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとします。

(4)　加入者は、IP 電話[i-フォン]サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

①　公序良俗に反する行為

②　犯罪行為およびそれに結びつく行為

③　第三者の権利、財産、プライバシーを侵害する行為

④　他者に不利益を与える行為

⑤　違法行為

⑥　当社のサービスの運営を妨げる行為

2. 加入者は、IP 電話[i-フォン]サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一 IP 電話[i-フォン]サービスの利用に関連し、他の加入者または第三者に損害を与えたものとして、当社に対し当該加入者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該加入者は自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 36 条　加入者回線の設置場所の提供等

加入者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が加入者回線等を設置するのに必要な場所は、その加入者から提供して頂きます。ただし、加入者から要請があったときは、当社は当社が別に定めるところにより、その加入者回線等の設置場所を提供することがあります。

2. 加入者は加入者回線等の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

3. 当社が契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、加入者から提供して頂きます。

第 37 条　定めなき事項

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 38 条　管轄裁判所

当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

IP 電話[i-フォン]サービス加入契約約款附則

当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

（実施期日）

2. この約款は、平成 26 年 10 月 1 日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

加入者は、加入者が支払うべき加入契約料、引込工事費、通信対応基本工事費、IP 電話[i-フォン]工事費および利用料金等（以下「利用料金等」という。）を、当社が指定するクレジットカードで各クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2. 利用料金等を ZTVCARD で支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

IP 電話[i-フォン]料金表

1.初期導入費用

加入契約料	35,000 円（税込 37,800 円）
引込工事費	15,000 円（税込 16,200 円）
通信対応基本工事費	15,000 円（税込 16,200 円）
IP 電話[i-フォン]工事費	実費

■ 当社別サービスに加入済みの場合は、加入契約料と引込工事費は不要です。

■ インターネットサービス加入者が本サービスを追加する場合、IP 電話[i-フォン]登録手数料が必要となります。

■ サービス提供の開始以前に予約募集期間を設けるなど特別割引を行う場合、初期導入費用はこれによらないものとします。

■ 宅内の配線の状況により追加工事が必要な場合、費用はお客様負担となります。

2.IP 電話[i-フォン]サービス月額基本利用料金

品目	月額基本利用料金
IP 電話[i-フォン]	800 円（税込 864 円）

■ 上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

■ 月額利用料金には、通話料金は含まれておりません。

3.手続きに関する料金

一時停止	15,000 円（税込 16,200 円）
解約・解除	10,000 円（税込 10,800 円）
名義変更	1,000 円（税込 1,080 円）
IP 電話[i-フォン]登録手数料	3,000 円（税込 3,240 円）

■ インターネットサービス加入者が本サービスを追加する場合、IP 電話[i-フォン]登録手数料が必要となります。

※IP 電話[i-フォン]料金表に表記されている全ての料金は消費税（8%）が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。